

パートナーシップ条例案 策定委員会への提案

条例の役割を「市民自治の形成のためのパートナーシップ条例」とすることを提案します。

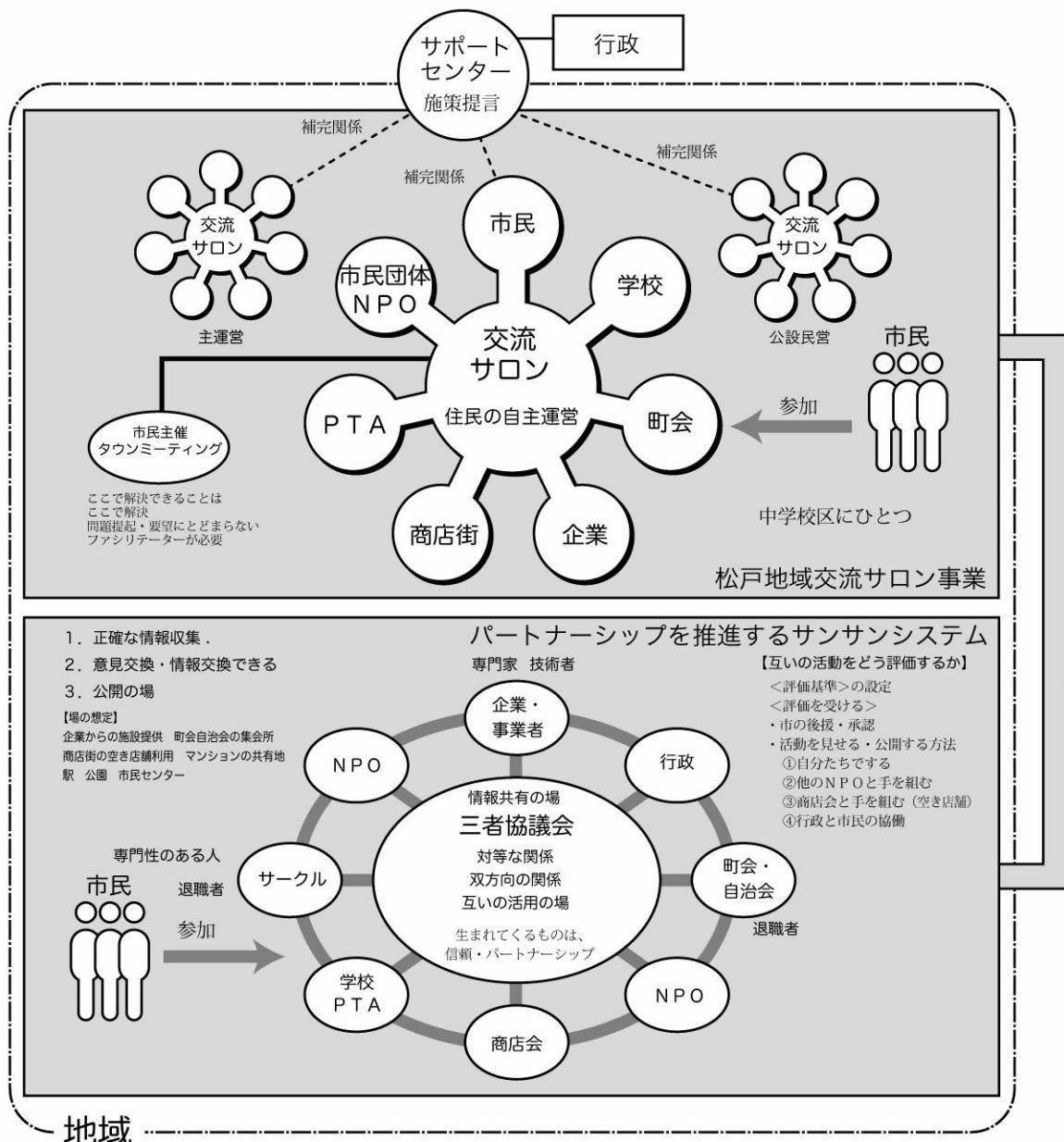
地域のさまざまな課題について、地域に住む人たちは、「自分たちのことは自分たちでどうするか決めたい。」市民活動団体は、自分たちが担おうと行動している。企業や大学は、そのためのスキルや資源を提供できる。

これをつなぎ合わせるための**「市民自治の形成」**を目的とした条例。松戸市の地域社会の基盤を作り上げるための条例。同じ目標を持った協働事業を成功させるために、いろいろな取り組みが行える土壤づくりと、時間をかけた**試行錯誤を保障する条例**。長い目でみて、役に立つ条例。そんな条例がほしい。

■パートナーシップを推進する仕組み

地域では・・・

さまざまな人がさまざまに参加して、「自分たちのことは自分たちでやる！」



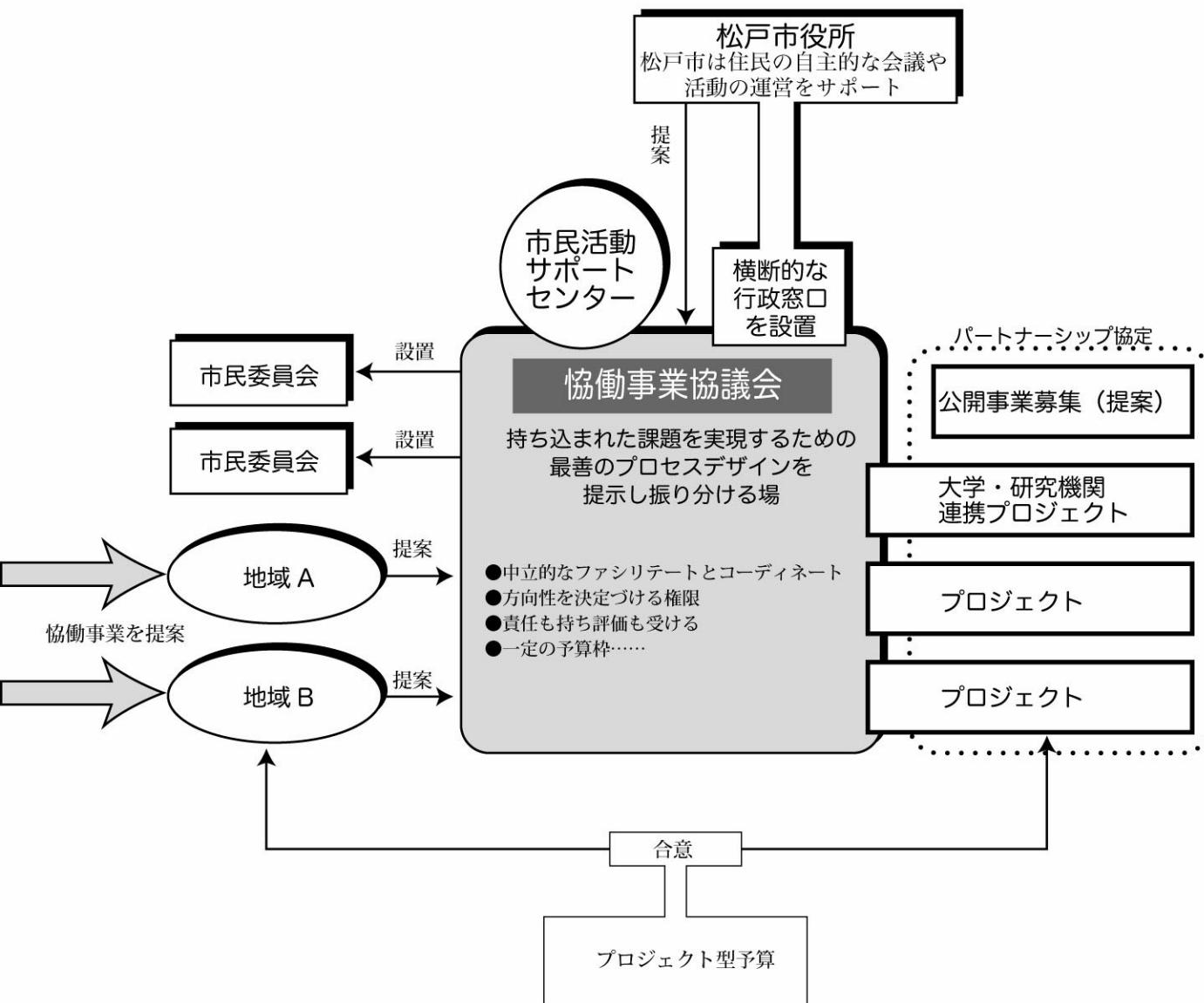
協働事業協議会では・・・

さまざまな手の組み方で、しっかり実現。

よりよい松戸が実現するためには、地域からNPO、企業、関連する組織や行政部署を横断するテーブルが必要です。このテーブルを私たちは、「協働事業協議会」と名づけました。

ここは、多様な知恵と人材が結集するところです。このテーブルで、地域や活動分野から提案された課題について、「わたしたちは何ができるか」話し合い、方針を出します。

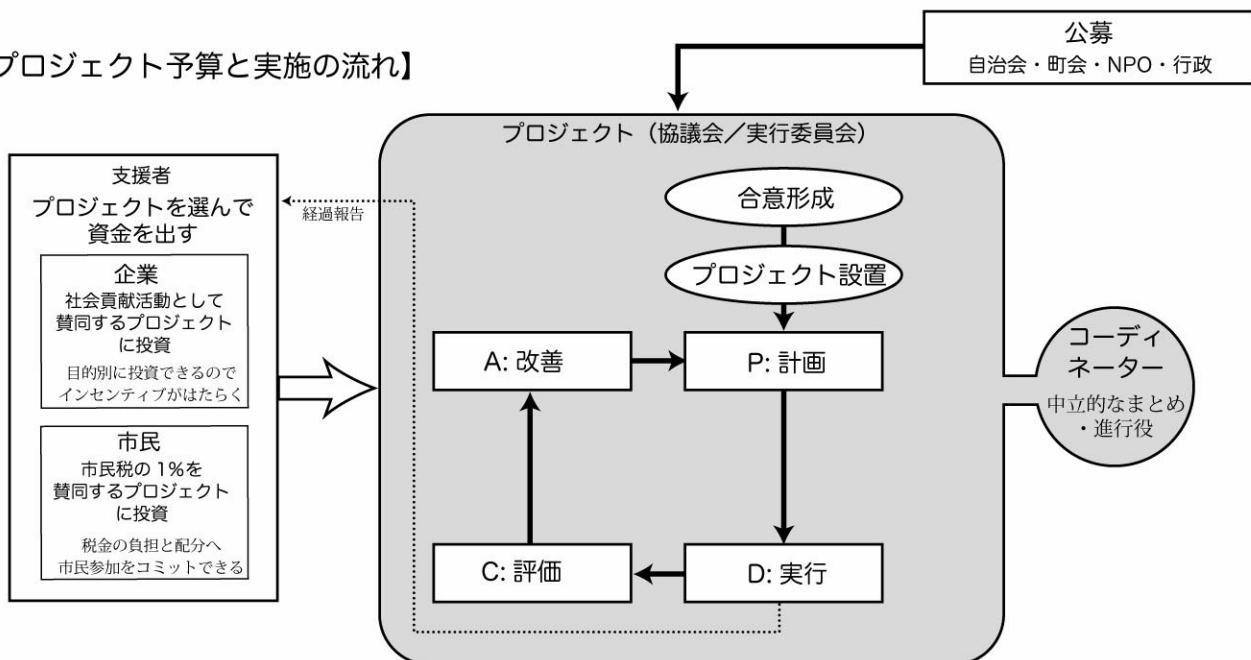
【協働事業協議会の構成】



みんなで出し合い、みんなでチェック 小さな政府をつくろう！

税金の集め方と配分を変えようという提案です。今までのように税金を集めて何に分けるか決めるのではなく、「協働事業協議会」で選別した課題や政策に対して予算を組んで実施するのです。事業の目的は税収を上げないで公共サービスの質を上げて「住みやすい住み続けたい松戸」を作ることです。プロジェクトは、評価と見直しを定期的に行います。無駄がはぶかれ、スリムで豊な松戸が生まれます。

【プロジェクト予算と実施の流れ】



★隣の市川市では、

市民（納税者）が選ぶ「市民活動団体支援制度」が始まりました。

お隣の市川市では、「市川市納稅者が選択する市民活動団体への支援に関する条例」が、平成16年12月定期市議会で可決されました。この条例は、納稅に対する意欲を高め、市民活動団体の活動を支援し、促進していくことを目的とし、「市民の手による地域づくり」の主体であるボランティア団体やNPOなど、市民の自主的な活動に対して、個人市民税納稅者が支援したい1団体選び、個人市民税額の1%相当額（団体の事業費の2分の1が上限）を支援できるものです。

保健・医療・福祉、子どもの健全育成、まちづくりの活動など、さまざまな分野から83団体の応募がありました。公開公開プレゼンテーションやメディアを使ってPRと情報を公開しています。市民は、それらの情報から支援したい団体を選ぶことができます。

★海外では、

シアトル市「ネイバーフッド・マッチング・ファンド」を実践しています。

「ネイバーフッド・マッチング・ファンド」は、ネイバーフッド団体が提案するプロジェクト実施のために、自ら提供する資源（資金、労働、資材）に見合う（マッチする）資金を、シアトル市が（一定のルールに則り）交付するものである。市はこれによって、住民が望むプロジェクトについて、事業費を倍にして実施することが可能である。

この「ネイバーフッド・マッチング・ファンド」は市の予算額が大きく、申請資格や対象プロジェクトなどの点が幅広く、使い勝手のよいもので、提案側の人件費まで資源としているところが注目される。

- シアトル市について -

シアトル市の人口（2000年現在）は56万人で、全米で24位に位置し、過去10年間に、9.1%の人口増加をみた。大都市を嫌うアメリカ人が住んでみたいと思う、数少ない都市のひとつである。

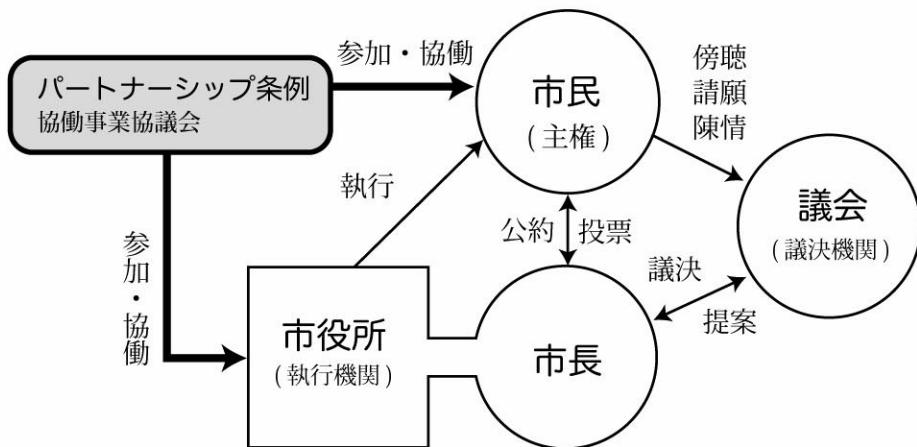
シアトル市は、市民活動・ボランティア活動が盛んな都市である。成人の43%は、常にコミュニティのために何らかのボランティア活動に参加し、そのうちの62%は1以上のネイバーフッド団体・コミュニティ団体に属しているという。

渡辺俊一

「アメリカ都市計画におけるネイバーフッド政策：シアトル市の事例から」『アメリカ・イギリスの現代都市計画と住宅問題：自治体・市場・コミュニティ関係の新展開』（東京大学社会科学研究所研究シリーズNo.18）同研究所、2005年3月、pp.35-55。より抜粋

新しい公共を生み出すためのそれぞれの役割

市民と市長が代表する市役所と議会は、対等に、それぞれ、仕事と責任を分担します。提案された事業を実施するための最終決定は、市民の代表である議会が行います。



- 《1》地域課題を解決するために市民が担える部分と行政が担える部分を提案し合う
- 《2》協働事業協議会で地域課題解決の最善策を検討し市長に提案
- 《3》市長は通常業務内で迅速に対応可能な提案は即座に実施し、議会に諮る必要がある
　　案件（現在予算措置がなされていない等）は議会に提案
- 《4》最終決定は市民の代表である議会が行う

【協働事業協議会とパートナーシップ条例の位置づけ】

★横浜市では、
協働事業提案制度モデル事業を実施しています。

「市民の意欲・発想・実行力が生きる協働の都市づくりをめざして」と、協働事業提案制度モデル事業（3年間）の募集を実施しています。

その背景には、行政とNPO・市民活動団体が互いの主体性・自主性を尊重しつつ、適切なパートナーシップの関係を築いていくことが求められる時代なってきたことが挙げられています。地域の多様な課題について、市民の発想を活かした「協働」を実現していくことで、市民ニーズに対応したきめ細やかな質の高い「公共サービス」を提供して、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会の実現を目指しています。

このモデル事業は、「協働」というものをわかりやすく周知し、幅広い協働の実践につなげていくことを目的に実施するものです。「事業提案できる方」を「横浜市内に事務所及び活動場所を有する団体（ボランティアグループ、市民活動団体、NPO、自治会・町内会、企業等）」と、市民から企業まで協働の主体と広く捉えた広範な視点な評価されています。